

# 第2次

# 能美市行財政改革大綱

能美市行財政健全化計画

石川県能美市

平成23年5月

平成26年5月(改訂)



# 能美市行財政健全化へ

---

平成 17 年 2 月、能美市が誕生して以来 6 年が経過しました。この間、地方自治体には厳しい社会経済情勢の波が押し寄せ、特に平成 19 年の夕張市の財政破綻は全国の自治体のみならず、国民の一人ひとりまでが関心を持つような大きな出来事として受け止められたことは記憶に新しく、さらに平成 20 年秋以降の「100 年に一度」とも称される経済危機、平成 21 年の政権交代、本年 3 月の東日本大震災の発生など、まったく想定していない事態が起こっております。

また、長引く経済危機の影響を受け、税収も減少するなど、かつて自治体が経験したことのない歳入減少時代に入ろうとしています。一方、本市においては地区ごとの拠点づくりや合併効果を感じられる事業の推進、少子高齢化に対応した各種施策を推進した結果、人口は増加傾向にあり、近年は企業の進出や大型投資が相次ぐなど、明るい兆しも見えてきました。

しかし、公共事業執行にかかる市債、地方交付税の不足を補う臨時財政対策債による公債費や、急速に進展する少子高齢化対策に要する費用は増大の一途にあり、合併以来、財源不足を補うために財政調整基金の取り崩しを行っています。このままの状態が続けば、近い将来、財政調整基金が枯渇し、予算編成が困難な事態にもなりかねず、さらに、このたびの東日本大震災の影響から特定財源の確保も不透明であることを鑑みると、財政構造の見直しを行わなければ今後の財政運営が成り立たなくなることも予想されます。

このため、平成 21 年度より着手した統合庁舎、合併まちづくり計画、類似公共施設の統廃合問題、そしてこれらに基づく中期財政推計による財政規律を確立し、行財政改革を真に市民一体となって断行するため、この大綱を策定し、第 1 次能美市総合計画に示した能美市の将来像実現に向け、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

平成 23 年 5 月

能美市長 酒井 悌次郎

# 目次

---

---

## 能美市行財政健全化への決意

### 第1章 これまでの取組

- 1 第1次行政改革大綱の取組み…………… 1
- 2 第2次行財政改革大綱の取組み結果…………… 4

### 第2章 第2次大綱の前期の振り返りと後期に向けての基本的な考え方

- 1 第2次における行財政健全化の必要性
  - (1) 財政の現状と行財政健全化へのさらなる努力…………… 7
  - (2) 財政健全化と行政改革、市民との協働型まちづくりを推進…………… 8
- 2 本大綱の位置付け…………… 8
- 3 本大綱の目標…………… 8

### 第3章 本大綱の体系と推進項目

- 1 本大綱の体系…………… 9
- 2 後期の改革の取組みと推進項目
  - (1) 財政改革……………10
  - (2) 行政改革……………11
  - (3) 協働推進……………12

### 第4章 本大綱の推進

- 1 実施期間……………13
- 2 推進体制……………13
- 3 実施計画の策定……………13
- 4 進行管理……………13

## 第1章 これまでの取り組み

### 1 第1次行政改革大綱の取り組み

#### 1) 第1次行政改革大綱の達成状況

能美市では、平成18年度から平成22年度までの5年を取り組み期間として、第1次行政改革大綱を平成18年3月に策定しました。

ここでは、あくまでも市民サービスの向上を目指し、次の10項目を推進事項として定め、積極的に取り組んでいくことを基本方針としました。

- 1 公共の確保と透明性の向上
- 2 組織・機構の見直し
- 3 定員管理と給与の適正化
- 4 市民との協働による市政の推進
- 5 公共施設の効率的な管理運営
- 6 事務事業の見直し
- 7 地域・行政の情報化とサービス向上
- 8 公共工事のコスト縮減等
- 9 人材の育成・評価
- 10 財政の健全化

また、行政改革大綱に基づく「集中改革プラン」では、これら10項目144件の具体的取り組み項目を定め、それぞれに具体的施策や目標、実施年次を明示し、改善・改革に取り組みました。なお、項目ごとの取り組み結果については、次ページにコメントします。

達成状況	項目番号										合計 (件)	割合 (%)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
実施(達成済)	13	3	4	5	5	9	10	3	1	10	63	43.8
一部実施・実施中	2	1	2	3	7	4	7	0	3	10	39	27.1
準備検討段階(未着手含む)	2	1	0	3	11	9	5	4	2	5	42	29.1
合計	17	5	6	11	23	22	22	7	6	25	144	100.0

(第1表 第1期行政改革大綱(集中改革プランの)の達成状況)

「1 公共の確保と透明性の向上」

ほとんどの取組項目が達成、あるいは実施中ですが、各種申請用紙の押印廃止、ICTを活用した住民への情報提供の構築が一部未達成となっています。

「2 組織・機構の見直し」

平成21年度、合併時に編成された組織の見直し等を実施したものの、庁舎の統合は一部未着手となっています。

「3 定員管理と給与の適正化」

未着手項目はなく、定員管理計画に従い当初の目標を上回る成果を上げました。

「4 市民との協働による市政の推進」

協働型まちづくりガイドラインに基づき市民との協働型まちづくりを進めていますが、活動拠点の整備、地域づくりの人材育成などで一部未着手となっています。

「5 公共施設の効率的な管理運営」

第1次行革大綱策定時には、類似公共施設の統廃合の見直しが始まっていませんでしたが、平成21年度より見直しが議論されており、その方向性が見出されれば、順次実施されるものです。

「6 事務事業の見直し」

第1次大綱策定時点には、事務事業を適正に評価するツールがなかったため、未達成のものが多くなっていますが、今後、行政評価を本格的に導入することで、順次見直しを実行します。

「7 地域・行政の情報化とサービス向上」

時代潮流の変化などによりすでに取り組むべき項目として存在価値がなくなったものもありますが、取り組み可能なものについては順調に実施されています。

「8 公共工事のコスト縮減等」

電子入札の導入などが上部機関との調整により先送りとなっていますが、他の取り組みと合わせ、今後も継続して取り組んでいきます。

「9 人材の育成・評価」

公営企業部門においては、独自の人事管理制度を導入するための準備・調査段階のものもありますが、一般会計部門では人事評価制度を導入し、公正な処遇と職員の意欲向上に努めました。

「10 財政の健全化」

第1次大綱に記載した補助金の見直しについては今後の課題です。また、独自財源である市税の収納率向上に向けての対策や新たな財源確保という面では、導入に向けての調査段階にとどまったものもありました。

2) 第1次行政改革大綱による効果

集中改革プランで目標として掲げた経費節減等の目標額は 391,100 千円でしたが、これに対し平成 22 年度までの 5 年間ににおける効果は次のとおりです。

	項 目	実 施 内 容	節減目標額	節 減 額
歳 出 節 減 と な る も の	定員管理	・職員数の削減	133,200	195,014
	手当の適正化	・特殊勤務手当・旅費の見直し ・市立病院勤務職員の特殊勤務手当支給の見直し	18,000	672
	都市公園の適正な維持管理	・地元町会、町内会による維持管理	4,000	4,812
	事務事業の整理合理化	・行政評価の導入 ・各種イベントの見直し ・運営費用の抑制	35,000	24,000
	女子制服貸与制度	・女子制服貸与制度を廃止	18,000	18,000
	事務的経費の削減	・事務経費の 20%削減 ・消耗品等の管理方法の見直し ・支払案内通知書の廃止	135,500	151,000
	前納奨励金制度の見直し	・納税の際の前納奨励金の減額	23,400	2,512
<b>歳出削減合計</b>			<b>367,100</b>	<b>396,010</b>
	項 目	実 施 内 容	増加目標額	増 加 額
なる もの 歳 入 増 と	新たな財源確保	・バス料金の徴収	24,000	54,368
	<b>歳入増合計</b>			<b>24,000</b>
<b>効果額合計</b>			<b>391,100</b>	<b>450,378</b>

(第2表 節減・増額項目と目標額〔単位：千円〕)

### 3) 第1次行政改革大綱の総括

集中改革プランに掲げた具体的な取り組み事項においては、第1表に示したとおり102件、70.9%が実施済み、あるいは実施中であり、その効果は第2表に示したとおり、450,378千円となりました。

これらを総括すると、定員管理による職員数の削減や組織の見直し等内部的な事務改善については一定の効果があったといえますが、公共施設の効率的な運営や事務事業の見直しなど、市民サービスと直結するような項目については、早急な結果を求めにくいと思われるため、今後、行政評価や事業仕分けなどを行い、議会や住民の理解を得ながら実行していくべきと考えます。

また、評価についての尺度や見解が必ずしも統一されていないという課題もあるなど、評価方法そのものに対する改善検討も必要です。

## 2 第2次行財政改革大綱の取り組み結果

平成23年5月に策定した「第2次能美市行財政改革大綱」及び「行財政改革の指針」は、実施期間を平成23年度から平成25年度の3年間とされており、その間、各課において目標を掲げ行財政改革に取り組んできた結果について報告します。

### 1) 第2次行財政改革大綱に基づく取組項目

3本の改革柱	具体的な推進項目		取組項目数
財政改革	1	財政規律の確立	4
	2	聖域なき事務事業の見直し	12
	3	歳入の確保と負担の適正化	13
行政改革	1	公共施設の適正な運営と公共サービスの適正化	17
	2	行政評価システムの構築	4
	3	合理的な人事管理体制の確立	3
協働推進	1	市民活動の支援	5
	2	市民と行政との連携強化	9
	3	「ヒト・モノ・情報」が集まる拠点の創設	2
合計			69



2) 第2次行財政改革大綱による効果額（平成24・25年度）

	具体的な実施内容	効果額等（単位：千円）	
		平成24年度	平成25年度
財政改革	・下水道会計の適正化	6,608	6,500
	・水道メーターの2か月検診の実施	7,000	8,700
	・前納報奨金制度の廃止	7,900	7,900
	・下水道接続率の向上	1,300	1,500
	・国民健康保険特別会計の健全な運営	3,390	4,800
	・市有遊休資産の売却と有効活用	35,642	54,587
	・会議録作成委託料の軽減化		471
	・障害者作業所の運営への補助金見直し	7,000	7,000
	・固定資産税課税明細書・納税通知書の同時発送	250	250
	・企業誘致に伴う優遇制度の見直し		740
行政改革	・エコオフィスの推進とエネルギー使用量の削減	1,256	5,900
	・公用車の集中管理と適正な台数管理	215	2,528
	・保育園の統廃合と適正な人員配置		2,417
	・フラワーセンター統合	3,768	3,370
協働推進	・バイオマスタウンの推進		189
	・道路里親制度の推進	1,000	630
	・官民協働による観光振興	入込客数104%	入込客数108%
合 計		75,329	107,482

3) 第2次行財政改革大綱で完了したもの

①効果額で示せるもの

具体的な実施内容	実施年度	効果額（単年度）
水道メーターの2か月検診の実施	平成24年7月から	8,700千円
前納報奨金制度の廃止	平成24年度から	7,900千円
固定資産税課税明細書・納税通知書の同時発送	平成25年度から	250千円

②その他のもの

協働推進

- ・市民活動の支援
- ・市民と行政との連携強化
- ・「ヒト・モノ・情報」が集まる拠点の創設

#### 4) 第2次行財政改革大綱の総括

財政改革への取り組みとしては、施策や事業を「厳選」し、結果として適正な規模の予算額になるよう努め、また、公営事業会計<sup>1</sup>にあっても、その設置目的等を踏まえつつ独立採算の基本的な原則に立ち、経営の効率化・収益性の向上を図り、経営の健全化に努めてきました。

行政改革への取り組みとしては、行政に経営的視点を採り入れ、行政活動を効率化・活性化させる行政改革を推進するとともに、真に必要な市民サービスのより一層の向上に努めました。また、類似公共施設の統廃合や合理的な施設の運営、指定管理者制度<sup>2</sup>や民間委託の推進、行政評価システムの構築、そして山積する行政課題を遅滞なく、的確に進めるための職員の意識改革と人事制度の確立を進め、コスト意識、成果志向による行政活動を基調に、成果を公表し、市民に対して説明責任を果たせるような体制づくりに努めてきました。

協働推進への取り組みとしては、行政だけでは解決できない公共的課題は、「新しい公共<sup>3</sup>」の取り組みにより市民団体等とともに解決してゆくことを課題としました。そして、この取り組みの中では、市民と行政がお互いの立場を理解し、信頼関係を築き、自分の持っている力を活かしながら、お互いに協力しあう、市民と行政の協働型まちづくりに努めてきました。

そのためには、町内会・町会などのコミュニティ組織、ボランティアグループ、市民活動団体との円滑なネットワークづくりを行うとともに、政策決定にあたっては、市民の意向が最大限に反映され、行政が常に市民に対して説明責任を果たせる関係の構築に努めてきました。

以上のことから、一定の効果はみられたものの、期間が短く、まだ取組途上のものや未実施のものもあることから、第2次能美市行財政改革大綱に基づく実施期間である平成23年度から平成25年度を前期とし、更に平成26年度から平成28年度を後期として、3年間延長し、第1次能美市総合計画と同じく平成28年度を最終年度として、引き続き実施していきます。

<sup>1</sup> 市町の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、介護保険事業などの会計の総称を指す。

<sup>2</sup> それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度のこと。

<sup>3</sup> 経済社会が成熟するにつれ、個人の価値観は多様化し、行政の一元的判断に基づく公益の実施では社会のニーズが満たされなくなってきていることから、現在、官民の役割分担の見直しが行われ、民間企業や個人と並んでNPOなどの民間セクターが重要な役割を担いつつある。これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現しなければならないという考え方を「新しい公共」という。

## 第2章 第2次大綱の前期の振り返りと

### 後期に向けての基本的な考え方

#### 1 第2次における行財政健全化の必要性

##### 1) 財政の現状と行財政健全化へのさらなる努力

本市の財政は、当初予算編成の際に、財政調整基金<sup>4</sup>を繰り入れることで収支バランスを保っており、決算時にも同基金を取り崩すという状況が、合併以後続きました。

平成24年度は、景気の回復や企業誘致が功を奏して、同基金の取り崩しを行わずに黒字決算を組むことができましたが、合併後11年目（平成27年度）から始まる普通交付税の一本算定化により、能美市では合併後16年目（平成32年度）までの6年間で約14億円の減額が見込まれています。

しかしながら、このような深刻な状況の中にあっても、

- ・ 合併まちづくり計画<sup>5</sup>に基づいた大型プロジェクト事業の実施
- ・ 合併特例債<sup>6</sup>や臨時財政対策債<sup>7</sup>の発行による公債費の増高
- ・ 急速に進展する少子高齢化による社会保障費の増大
- ・ 特別会計、企業会計への繰出金の増大

など、喫緊の課題への対応をしていかなければならず、今後も厳しい財政運営が懸念されるため、行財政健全化に向けての更なる努力が求められます。

<sup>4</sup> 財政調整基金とは本来、急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのもの。前年度の残ったお金の2分の1以上を積み立て、歳入に余裕がある場合にも積み立てるほか、発生した利息も積み立てる。

<sup>5</sup> 合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく新市の主要施策をとりまとめ、新市の速やかな一本化を促進し、地域の更なる発展と住民サービスの向上に向けたまちづくりの指針となるもの。なお、すでに策定し、実施中である第1次能美市総合計画に、詳細かつ具体的な計画内容は受け継がれている。

<sup>6</sup> 合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。市町村建設計画に基づく事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができるとされている。事業費の95%に充当でき、元利償還の7割は交付税措置となる。平成17年度末までの合併特例法で制度化された合併旧法下でのみの措置で、合併新法では廃止されている。

<sup>7</sup> 地方債の一種で、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

## 2) 財政健全化と行政改革、市民との協働型まちづくりを推進

今後、財政健全化を図るために、類似公共施設の統廃合を進め、実施する事業を厳選し、真に求めている人にサービスを届けるという視点に立ち、これまで行政サービス<sup>8</sup>として市が実施していたことも、『公共サービス<sup>9</sup>』ということから、市民との協働、あるいはNPO等へ委託するなど、協働型まちづくりや民間委託の推進もますます必要となるところです。

これら財政、行政、協働型まちづくりの3つが能美市行財政健全化の基本理念であり、この大綱策定にあたっての最優先課題としたところです。

## 2 本大綱の位置付け

本大綱は、第1次の行政改革大綱の結果を踏まえ、第1次能美市総合計画に記した本市の将来像『海山川の恵みと人が輝くやすらぎのまちづくり』を実現するために、財政と行政の両面から総合計画を支え、財政健全化の道筋をつけ、市民と行政が協働して新しいまちづくりを進めることを最優先課題とし、持続力のある行政・財政基盤を構築することを目指します。

## 3 本大綱の目標

本来、行財政改革は、行政水準の維持向上を目指し、市民サービスを向上させるために実施するものであって、単に節減や抑制がその目的ではなく、より簡素で効率的な行財政システムの構築を図っていくものです。

このため、限られた本市の行政を経営的な視点でとらえ、行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を最大限に活用し、行政の最適化を図ることにより、市民本位かつ成果を重視した行政活動を目指し、目標を次のように設定します。

**行政を経営的視点でとらえ、限りある資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を最大限に活用し、効率よく成果をあげる市政を目指す。**

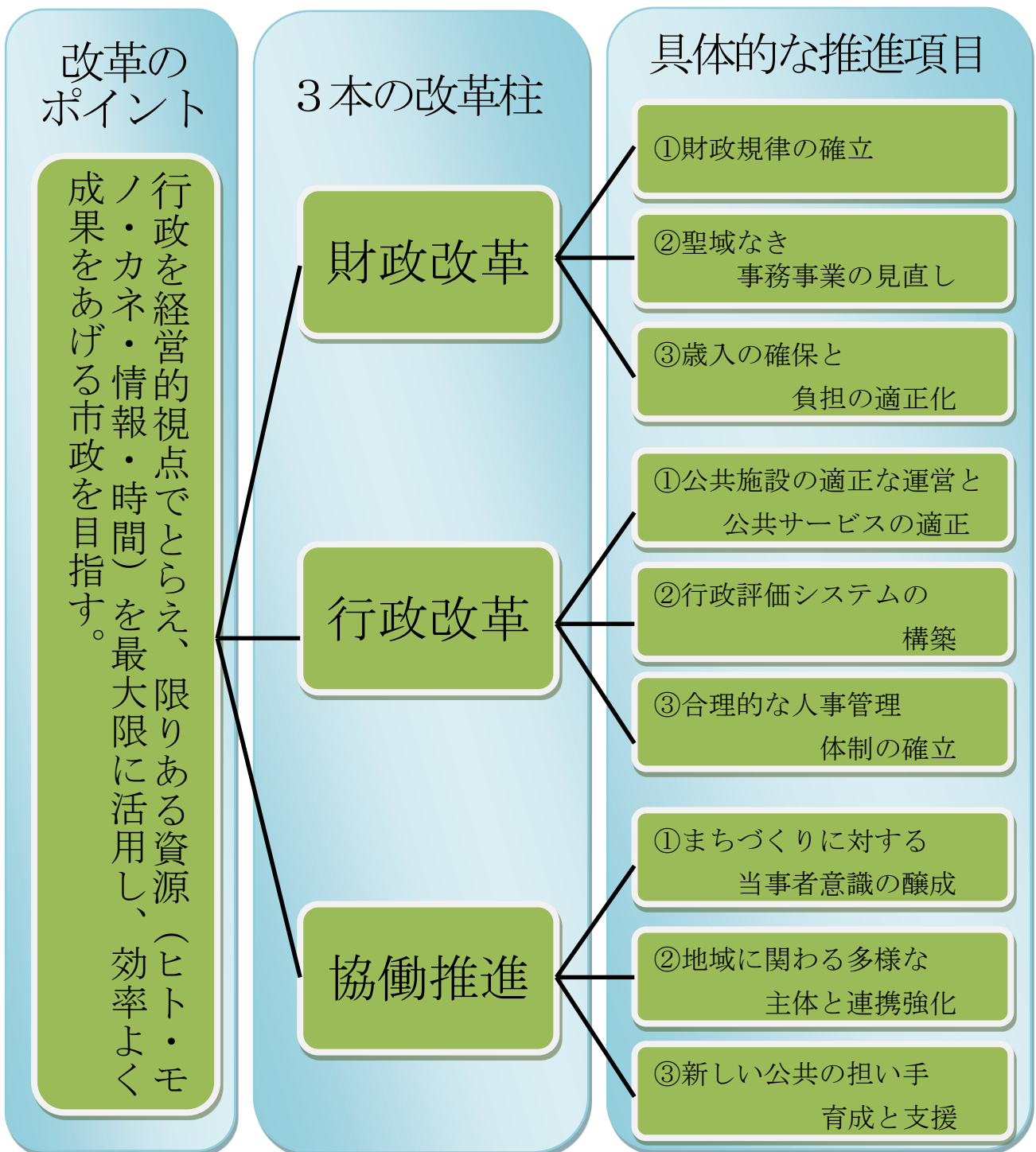
<sup>8</sup> 広く一般の人々の福利のために公的機関が供する業務を称している。

<sup>9</sup> 官公庁や地方自治体などが、国民や住民に提供する各種サービスのこと。戸籍などの手続き、年金、子育て支援、福祉、ゴミ処理や公共施設の運営など、行政が提供しているサービス全般のこと。

## 第3章 本大綱の体系と推進項目

### 1 本大綱の体系

本大綱後期編では、財政再生に向けた改革の柱を「財政改革」・「行政改革」・「協働推進」の3つに分け、それぞれ合わせて9つの具体的な推進項目を定め、以下の図のとおり体系化しました。



## 2 後期の改革の取り組みと推進項目

### (1) 財政改革

平成 27 年度から始まる普通交付税の一本算定化という大きな課題を抱える中で、不足が見込まれる財源を確保するための財政改革は、喫緊の課題として取り組まなければなりません。

これまでも、プライマリーバランスの黒字化や経常収支比率の抑制に取り組んできましたが、更にこれからは、第 1 次行政改革大綱時からの懸案事項である事務事業の見直しや補助金の整理合理化についても、厳しい財政状況の到来を前に、更に踏み込んだ対応が必要と思われます。このうち、補助金については、長期にわたり既得権化されたものや本来の補助金の主旨から逸脱したもの、その役目を終えているものなどがあると認められるので、広く市民や各種団体のご理解を得て進めなければなりません。

また、新たな財源確保については、一定の実績をあげてはいるものの、まだ検討の余地は大きいと考えます。受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料の見直しや、新たな財源の発掘に努めていきます。

#### ① 財政規律の確立

- ・ 財政調整基金に頼らない予算編成を目指す
- ・ プライマリーバランス<sup>10</sup>を考慮した財政運営を目指す
- ・ 標準財政規模<sup>11</sup>をベースにした予算編成を目指す
- ・ 経常収支比率<sup>12</sup>の改善を図る

#### ② 聖域なき事務事業の見直し

- ・ 「あれも、これも」から優先順位を付けた「これだけ」へ
- ・ 必要性、有効性、効率性、緊急性の観点ですべての事業を見直し
- ・ 各種補助金の整理合理化

#### ③ 歳入の確保と負担の適正化

- ・ 納税環境の整備と過年度分収納率の向上
- ・ 受益者負担の原則に立った使用料、手数料の見直し
- ・ 未利用公有地の積極的な活用と売却
- ・ 新たな財源の発掘

<sup>10</sup> 歳出の公債費と歳入の地方債を除いた基礎的な財政収支をいい、プライマリーバランスが黒字(「地方債を除く歳入>公債費(元利償還金)を除く歳出」の状態)であれば、行政サービスを借金に頼らない範囲で実施することができる状態にあるといえる。

<sup>11</sup> 通常、地方公共団体が水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいう。

<sup>12</sup> 税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断する指標。この比率が高くなると、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

## (2) 行政改革

行政改革の取り組みとしては、前期と同様に行政に経営的視点を採り入れ、行政活動を効率化・活性化させる行政改革を推進するとともに、真に必要な市民サービスのより一層の向上に引き続き努めていきます。

類似公共施設等統廃合については、計画年次に従い、維持管理費や改修費の軽減の視点から、引き続き関係機関との協議を進め、統廃合や合理的な施設の運営、指定管理者制度や民間委託の推進に努めていきます。

行政評価については、すでに評価結果を予算要求時に活用していますが、更なる評価精度の向上に努め、「廃止」または「縮小」と評価した事務事業は市民に公開し、評価に基づく事務事業の取捨選択を推進していきます。更に、改善事項の達成に努め、地方自治法第2条第14項に規定される「最少の経費で最大の効果」をあげる責任を果たしていきます。

人事体制の確立については、行政課題を遅滞なく的確に進めるために必要な職員を確保するほか、人材育成を効果的に進めるための研修の充実や、平成26年度から平成28年度の3か年で、職員の役割に応じた能力開発を行うためのシステムの構築を図っていきます。

### ① 公共施設の適正な運営と公共サービスの適正化

- ・ 類似公共施設の統廃合と適正な管理、運営の推進
- ・ 公共サービスのあり方を見直し、行政サービスのスリム化を図る<sup>13</sup>
- ・ 施設や業務の民営化に向けての課題や体制づくりの検討

### ② 行政評価システムの構築

- ・ 事務事業の評価による行政活動の質の向上を目指す
- ・ 事務事業評価にもとづく予算編成
- ・ 評価結果の公開に向けての検討

### ③ 合理的な人事管理体制の確立

- ・ 自己変革を達成できる人材育成と職場風土の醸成
- ・ 職員の能力開発意欲につなげる人事評価制度の充実
- ・ 自己申告制度と昇任昇格試験制度の活用

<sup>13</sup> これまでは右肩上がりの経済成長を背景に、「公共サービス＝行政サービス」という考え方を前提として、行政サービスの領域を拡大してきたが、経済の低迷や多様化・行動化する市民ニーズに的確に対応するには、行政サービスのあり方について、「行政の守備範囲はどこまでか」、「民間が担うべき役割は何か」を根本的に見直す必要がある。つまり、「公共サービス＝行政サービス＋民間サービス」という考え方を前提に、的確かつ効率的・効果的に公共サービスを提供できる役割分担の理念に立った行政システムの構築が求められている。

### (3) 協働推進

平成 23 年 5 月に定めた第 2 次能美市行財政改革大綱の「協働推進」分野においては、市民活動の支援や協働センターの開設など、達成度が大きく前進した項目が存在する一方で、「協働推進」のための本丸ともいえるべき意識の醸成面では、市民・行政ともに不足感を否めないのが現状であります。

このため、「協働」は行政が担うべき活動（市役所業務）の前提であり、延いては、まちづくり活動<sup>14</sup>の前提であるという基本理念の下、今後、より厳しきの現実味が増していく財政事情に鑑み、市民・行政それぞれが、まちづくりの当事者意識の中で行動していかなければならず、そのための体制づくりや、地域に関わる多様な主体が互いに連携・協力し合える関係性の再構築、そして、行政と共に、行政に代わって公共的課題に向き合える「新しい公共」「新しい地域自治」の育成・確保に努めていかなければなりません。

#### ① まちづくりに対する当事者意識の醸成

- ・まちづくりの原点に立ち返り、市民・行政双方の意識改善を図る
- ・まちに関する様々な情報の発信と共有化

#### ② 地域に関わる多様な主体との連携強化

- ・地域課題の洗い出しと課題解決に向けた話し合いの場づくり
- ・まちづくりアドバイザーによる活動のネットワーク化支援

#### ③ 新しい公共の担い手育成と支援

- ・公共サービスの協働選別
- ・NPO等の自立的団体の育成と活動に対する評価基準の導入

<sup>14</sup> 「まちづくり活動」とは、道路や施設の整備、市街景観形成などのハード面、情報共有や住民参加などの仕組みづくりのソフト面といった、それぞれの活動だけを指すものではなく、日々人々が生業を営み、よりよい暮らしを個々人がつくっていく「暮らしづくり」そのものが「まちづくり(活動)」である。



## 第4章 本大綱の推進

### 1 実施期間

この大綱の実施期間は、平成23年度から平成28年度までの6か年間とします。

### 2 推進体制

行財政改革を確実に実行するため、市長を本部長とする能美市行財政改革推進本部およびその下部組織である専門部会を設置します。さらに、行財政改革の主体である職員一人ひとりがその意識をもって職務に当たるものとします。

### 3 実施計画の策定

行財政改革の実施に当たっては、実施計画書を基に取り組みます。

### 4 進行管理

行財政改革は市民の理解が不可欠であることから、推進体制による進行管理を行うとともに、積極的に公開し、市民の理解を得ながら進めていくものとします。

